

厚生労働大臣の定める施設基準の対象となる手術の実施件数

2024年 1月～12月実績

		手術名称	件数
区分1	ア	頭蓋内腫瘍摘出術等	12
	イ	黄斑下手術等	1
	ウ	鼓室形成術等	29
	エ	肺悪性腫瘍手術等	1
	オ	経皮的カテーテル心筋焼灼術	1
区分2	ア	靱帯断裂形成手術等	1
	イ	水頭症手術等	66
	ウ	鼻副鼻腔悪性腫瘍手術等	0
	エ	尿道形成手術等	15
	オ	角膜移植術	0
	カ	肝切除術等	35
	キ	子宮附属器悪性腫瘍手術等	23
区分3	ア	上顎骨形成術	22
	イ	上顎骨悪性腫瘍手術等	1
	ウ	バセドウ甲状腺全摘垂全摘術両葉	0
	エ	母指化手術等	0
	オ	内反足手術等	0
	カ	食道切除再建術等	1
	キ	同種腎移植術等	0
区分4		腹腔鏡または胸腔鏡を用いる手術	383
その他の 区分	ア	人工関節置換術	42
	イ	乳児外科施設基準対象手術	0
	ウ	ペースメーカー移植術及びペースメーカー交換術(電池交換含む)	32
	エ	冠動脈、大動脈バイパス移植術及び体外循環を要する手術	39
	オ	経皮的冠動脈形成術	
		急性心筋梗塞に対するもの	19
		不安定狭心症に対するもの	10
		その他	28
		経皮的冠動脈粥腫切除術	0
		経皮的冠動脈ステント留置術	
		急性心筋梗塞に対するもの	23
		不安定狭心症に対するもの	11
		その他	45